山へか記題題

[会社の税務 よろず相談室136]所得税関係

医療費控除の対象となる医療費について

- Q 医療費控除の対象となる医療費について教えてください。
- A 医療費控除の対象となる医療費は次のとおりであり、その病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額とされています。
- 1 医師又は歯科医師による診療又は治療の対価(ただし、健康診断の費用や医師等に対する謝礼金などは原則として含まれません。)
- 2 治療又は療養に必要な医薬品の購入の対価(風邪をひいた場合の風邪薬などの購入代金は医療費となりますが、ビタミン剤などの病気の予防や健康増進のために用いられる医薬品の購入代金は医療費となりません。)
- 3 病院、診療所、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は助産所へ収容されるための人的役務の提供の対価
- 4 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔 道整復師による施術の対価(ただし、疲れを癒した り、体調を整えるといった治療に直接関係のないも のは含まれません。)
- 5 保健師、看護師、准看護師又は特に依頼した人に よる療養上の世話の対価(この中には、家政婦さん に病人の付添いを頼んだ場合の療養上の世話に対す る対価も含まれますが、所定の料金以外の心付けな どは除かれます。また、家族や親類縁者に付添いを 頼んで付添料の名目でお金を支払っても、医療費控 除の対象となる医療費になりません。)
- 6 助産師による分べんの介助の対価
- 7 介護福祉士等による一定の喀痰(かくたん)吸引 及び経管栄養の対価
- (経管栄養とは、経口摂取が不可能あるいは不十分な 患者に対し、体外から消化管内に通したチューブを 用いて流動食を投与する処置を言います。)
- 8 介護保険制度の下で提供された一定の施設・居宅 サービスの自己負担額
- 9 次のような費用で、医師等による診療、治療、施

- 術又は分べんの介助を受けるために直接必要なもの
- (1) 医師等による診療等を受けるための通院費、医師等の送迎費、入院の際の部屋代や食事代の費用、コルセットなどの医療用器具等の購入代やその賃借料で通常必要なもの(ただし、自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車場の料金等は含まれません。)
- (2) 医師等による診療や治療を受けるために直接必要な、義手、義足、松葉杖、補聴器、義歯などの購入費用(ただし、治療を受けるために直接必要としない近視や遠視のための眼鏡、補聴器等の購入費用は含まれません。)
- (3) 傷病によりおおむね6か月以上寝たきりで医師 の治療を受けている場合に、おむつを使う必要が あると認められるときのおむつ代(この場合には、 医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。)
- (注1) 医療費の中には、身体障害者福祉法、知的 障害者福祉法などの規定により都道府県や市町村 に納付する費用のうち、医師等の診療等の費用に 相当するものや前記(1)・(2)の費用に相当するもの も含まれます。
- (注2) おむつ代についての医療費控除を受ける ことが2年目以降である場合において、介護保険 法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村 長等が交付する「おむつ使用の確認書」等を「お むつ使用証明書」に代えることができます。
- 10 骨髄移植推進財団に支払う骨髄移植のあっせんに係る患者負担金
- 11 日本臓器移植ネットワークに支払う臓器移植のあっせんに係る患者負担金
- 12 高齢者の医療の確保に関する法律に規定する特定 保健指導(一定の積極的支援によるものに限りま す。)のうち一定の基準に該当する者が支払う自己負 担金
 - (注) 平成29年1月1日から令和3年(2021年)12 月31日までの間に支払う特定一般用医薬品等の購入費は、その年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の健康診査や予防接種などを行っているときに、選択によりセルフメディケーション税制(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)の対象となります。

(所法73、所令207、所規40の3、所基通73-3から7、昭 62・12直所3-12、平12・6課所4-9、4-11、平13・7課個 2-15、平14・6課個2-11、平15・12課個2-28、2-31)

> (税制委員会:忠地祐一、杉山良一、木下匡晃 グループ稿)

> > (監修:関東信越税理士会 松本支部)